

寒川町道路占用工事基準

令和8年4月1日

寒川町 都市建設部 道路課

| 章 | 条 | 項目名 | 頁 |
|----------------|------|---------------------------|---|
| 第1章 (総則) | 第1条 | 目的 | 1 |
| | 第2条 | 適用範囲 | |
| | 第3条 | 道路占用の変更 寒川町道路占用規則第4条関係 | |
| | 第4条 | 工事の指示又は変更 | |
| | 第5条 | 工期 | |
| | 第6条 | 保安 | |
| | 第7条 | 提出書類 | 2 |
| | 第8条 | 着手、完了届及び情報提供 | |
| | 第9条 | 騒音振動対策 | |
| | 第10条 | 路面の維持 | 3 |
| | 第11条 | 品質管理 | |
| | 第12条 | 安全確保 | |
| | 第13条 | 境界杭等 | |
| | 第14条 | 道路附属物の取扱い | |
| | 第15条 | 写真撮影 | |
| | 第16条 | 工事現場の照明 | 4 |
| | 第17条 | 市街地における工事の施工 | |
| | 第18条 | 現場管理 | |
| | 第19条 | 関係官公署等との連絡 | |
| | 第20条 | 報告 | |
| | 第21条 | 紛争の防止等 | |
| | 第22条 | 工事に起因する損害又は紛争の処置 | |
| | 第23条 | 条件変更その他 | |
| | 第24条 | 後片付け及び清掃 | |
| 第2章 (掘削) | 第25条 | 舗装道路の掘削制限寒川町道路占用掘削第3条関係 | 5 |
| | 第26条 | 取り壊し | |
| | 第27条 | 発生土の搬出 | |
| | 第28条 | 掘削 | |
| | 第29条 | 特殊工法 | |
| 第3章 (土留工) | 第30条 | 土留 | 6 |
| | 第31条 | 杭、矢板等の打設 | |
| | 第32条 | 土留板 | |
| | 第33条 | 切りばり | |
| 第4章 (既設埋設物) | 第34条 | 埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工 | 7 |
| | 第35条 | 施工時の留意事項 | |
| | 第36条 | 火気 | |
| 第5章 (履工) | 第37条 | 車道の履工及びすり付け | 8 |
| | 第38条 | 歩道の履工 | |
| | 第39条 | 履工の管理 | |

| | | | |
|-------------------------|------|------------------------|----|
| | 第40条 | 履工の出入口 | |
| 第6章 (埋め戻し) | 第41条 | 材料等の搬入・搬出 | 8 |
| | 第42条 | 撤去、点検 | |
| | 第43条 | 埋戻しの材料及び方法 | 9 |
| | 第44条 | 杭、矢板等の残置 | |
| 第7章 (特殊工法) | 第45条 | 推進工法、シールド工法等 | |
| 第8章 (仮復旧) | 第46条 | 仮復旧 | 10 |
| 第9章 (本復旧) | 第47条 | 復旧方法 | 11 |
| | 第48条 | 競合工事 寒川町道路占用規則第2条関係 | |
| | 第49条 | 道路補修期間 寒川町道路占用規則第19条関係 | |
| | 第50条 | 路面復旧の方法 | |
| 第10章 (舗装工) | 第51条 | 本復旧の施工 | 12 |
| | 第52条 | 路盤工 | |
| | 第53条 | アスファルト系舗装 | |
| | 第54条 | アスファルト密度試験 | 13 |
| | 第55条 | コア採取 | |
| | 第56条 | コンクリート系舗装(ホワイトベース) | |
| 第11章 (歩道舗装) | 第57条 | 歩道の復旧 | |
| 第12章 (道路附属物 ・その他) | 第58条 | 道路附属物の移設 | 14 |
| | 第59条 | 道路附属物の原状回復 | |
| | 第60条 | 道路標識、区画線及び道路標示 | |
| | 第61条 | 防護柵 | |
| | 第62条 | 街路樹等 | |
| | 第63条 | 照明設備 | |
| | 第64条 | 路肩、路面等 | 15 |
| | 第65条 | 占用施設の管理 | |
| | 第66条 | その他 | |
| 附則 | | | 16 |

寒川町道路占用工事基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、法令その他に定めがあるものを除くほか、道路占用掘削及び復旧工事（以下「工事」という。）の施工にあたり、遵守すべき事項を定め、道路占用工事の安全かつ円滑な施工及び道路の構造の保全並びに機能の維持を図る事を目的とし、寒川町道路占用規則（昭和63年規則第7号）第22条中「必要な事項」について定める。

(適用範囲)

第2条 この仕様書は、道路の掘削を伴う道路占用工事（以下「工事」という。）に適用する。道路占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）は、当該道路占用に係る許可書又は同意書（以下「道路占用許可書」という。）に付された条件（以下「許可条件」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施行しなければならない。

2 この基準のほか、道路管理者が必要と認めた場合は別に指示に従うこと。

3 大規模災害発生時等、占用者が緊急対応を行う必要がある場合には、道路管理者は、この仕様書によらずに応急措置を行うことを承認できるものとする。

(道路占用の変更 寒川町道路占用規則第4条関係)

第3条 占用者は、当初申請時から工事内容や工事時期等に変更が生じた場合、すみやかに変更の申請を必ず行うこと。

(工事の指示又は変更)

第4条 占用者は、工事の施工において、許可条件及びこの仕様書により難い事情が生じたときは、その旨を道路管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(工期)

第5条 占用者は、道路占用許可書に記載された工期内に工事を完成しなければならない。ただし、やむを得ない事情により工期内に完成できないときは、事前に理由書を添えて道路占用変更許可申請（協議）をしなければならない。

(保安)

第6条 保安施設は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」（昭和49年12月1日神奈川県通知）に準拠して実施しなければならない。なお、このことについては、併せて所轄警察署長の指示を受けなければならない。

2 工事施工中は、交通整理員を配置し、保安要員を巡視させ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。

(提出書類)

第7条 占有者は、道路管理者が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

(着手、完了届及び情報提供等)

第8条 占有者は、工事に着手しようとするときは、工事の7日前までに工事着手届を提出しなければならない。なお、緊急を要する場合は道路管理者の指示に従うこと。

- 2 占有者は、工事を開始するまでの間に、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準について（平成18年3月31日付け国道利第37号国道国防第205号国土交通省道路局長通知）」並びに「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について（同国道利第38号国道国防第206号路政課長通知）」に準拠した工事情報看板を設置し、工事に関する情報を提供するとともに、施工中は、当該工事が占有工事であることを道路利用者が明確に認識できるような表示板等を設置しなければならない。
- 3 バスルートの道路を車両通行止で施工する際は、迂回措置等について事業者との協議結果を提出すること。
- 4 占有者は、工事（仮復旧までの工事を含む。）が完了したときは、第15条に定める工事写真及び出来形管理図を添付して、完了の日から7日以内に工事完了届を提出しなければならない。
- 5 占有者は、工事着手届及び工事完了届の提出にあたっては、次の各号に注意すること。
 - (1) 工事着手届及び工事完了届の様式は、寒川町道路占有規則に定める様式を使用すること。
 - (2) 舗装台帳に修正の必要が生じるときは、道路管理者の指示に従い関係資料を提出すること。
 - (3) 完了届には、寒川町道路占有掘削完了時チェックシート(別添1)を提出すること。

(騒音振動対策)

- 第9条 占有者は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付け建設省経機発第54号）及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。
- 2 占有者は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、道路管理者の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。
 - 3 占有者は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

(路面の維持)

第10条 占有者は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

(品質管理)

第11条 占有者は、工事に使用する材料について、必要な時期にかつ所定の場所に準備し、適切に管理しなければならない。

2 占有者は、工事に使用する材料について、神奈川県土木工事仕様書、その他の規格や基準値を満足するように品質管理をしなければならない。また、道路管理者が品質管理に係る資料提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(安全確保)

第12条 占有者は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。なお、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに道路管理者に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明して、再発防止のための対策を講じなければならない。

2 占有者は、ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施行者及び現場作業員を指導しなければならない。

3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について」（昭和45年5月11日付け建設省道政発第34号建設省道路局長通達）の2に定める「大規模掘削工事」に該当する場合は、ガス事業者を立会わせなければならない。

(境界標等)

第13条 占有者は、境界標、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事内容によりやむを得ず一時的に移動する必要がある場合は、事前に復元方法について道路管理者の指示を受けなければならない。また、工事完了後原状回復し、道路管理者の確認を受けなければならない。なお、境界標にあっては隣接地権者の、基準点、水準点にあっては設置者の、事前の了解と復旧後の確認を受けるものとする。

(道路附属物の取扱い)

第14条 道路附属物の取扱いについては、第12章の規定によるものとする。

(写真撮影)

第15条 占有者は、工事着手前及び工事完了後における現場の状況並びに完了後外部から明視できない箇所、特に暗渠伏越し等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し、道路管理者に届けること。

2 工事出来形の写真撮影は、掘削深さ、幅、厚さ、構造物の幅、高さ等を帯広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能なように行わなければならない。

い。特に押し込み方法による施工状況写真は状況が確認できるように行わなければならない（さや管挿入・モルタル注入）。完了届の工事写真帳はA4版とし、台紙一頁に写真3枚貼付けまたは印刷し、提出部数は1部とすること。使用するデジタルカメラは100万画素程度以上の機種を用いること。

（工事現場の照明）

第16条 工事の施工が夜間である場合は、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して照明施設を設置しなければならない。

（市街地における工事の施行）

第17条 市街地において工事を施工する場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）に準拠して施行しなければならない。

（現場管理）

第18条 占有者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2 現場責任者は、現場の指揮監督にあたらなければならない。

（関係官公署等との連絡）

第19条 占有者は、関係官公署及び関係企業者と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、道路管理者にその内容を報告しなければならない。

（報告）

第20条 占有者は、道路管理者が必要と認めたときは、その求めに応じて報告書を提出しなければならない。

（紛争の防止等）

第21条 占有者は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。

2 占有者は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）道路の構造に影響を及ぼす行為

（2）安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為

（3）公衆に迷惑を及ぼす行為

3 占有者は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して注意を払わなければならない。

（工事に起因する損害又は紛争の処置）

第22条 占有者は、工事に起因して道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は、速やかに道路管理者に報告し、占有者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(条件変更その他)

第23条 道路管理者が必要と認めたときには、工事の方法又は条件の変更を行うことができる。

2 道路管理者は、占有者がこの仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときには、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 占有者は、道路管理者から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

(後片付け及び清掃)

第24条 占有者は、工事に伴う土砂、資材等の後片付け及び排水施設等の清掃を工期内に完了しなければならない。

第2章 掘削

(舗装道路の掘削制限 寒川町道路占用規則第3条関係)

第25条 新設又は全面的な補修を行った道路は、次の各号に掲げる期間掘削することはできない。

(1) 高級舗装道路は3年間。

(2) 簡易舗装道路は2年間。

2 前項の規定にかかわらず、公益上特に必要があると道路管理者が認めた場合は条件を附して掘削を許可することができる。その場合、はつりを1mとする。

(取り壊し)

第26条 路面及び構造物の取り壊しの範囲は、許可条件に基づくこととする。

(発生土の搬出)

第27条 舗装破片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出し、適正に処理するものとし、歩車道に堆積したり路上で小割してはならない。

2 土運搬車の荷台には、シートをかける等の措置を行い、運搬中土砂を撒き散らかさないようにしなければならない。

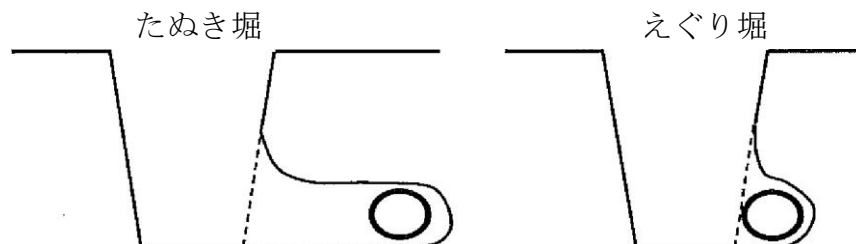
3 路面を汚した場合は、直ちに清掃しなければならない。

4 アスファルト塊、コンクリート塊その他の産業廃棄物は、関係法令に従い適正に処理しなければならない。

(掘削)

第28条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施行しなければならない。

(1) 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、たぬき掘り、えぐり掘りを行ってはならない。



- (2) 掘削は、特に指示した場合を除いて、当日中に復旧可能な範囲とする。
- (3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で、湧水又は溜まり水を排水する場合は、路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず、道路の排水施設に放流する場合には、道路管理者の指示を受けて、沈砂濾過施設等を設けてから行うこと。
- (4) 湧水又は溜まり水が多量にある場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある箇所を施工する場合は、土砂の流出、地盤沈下等を防止するために、グラウト工あるいは薬液注入工等を行うこと。ただし、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を講じなければならない。
- (5) 沿道に接近して掘削する場合は、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。
- (6) 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。
- (7) 側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法などにて施工すること。

- (8) 余掘り幅は管渠の両側 24 cm を最小とする

(特殊工法)

第 29 条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合は、その旨を道路占用工事許可（協議）申請書に明記し、道路管理者の許可を得なければならない。

第 3 章 土留工

(土留)

第 30 条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

- 2 掘削深が 1.5メートル以上は土留めを設置すること。また、掘削の深さが 4メートルを超えるときは、親杭横矢板、鋼矢板、ライナープレート等を用いた土留を行わなければならない。
- 3 土留工を施してある間必要がある場合は、絶えず地下水位、地盤沈下及び移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともに、その旨を道路管理者その他関係者に通知しなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第 31 条 杭、矢板等を打設する場合はあらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から 1.5メートル以上の深さまで根入れをしなければならない。

(土留板)

第 32 条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間がないように入念に施工しなければならない。

(切りばり)

第33条 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

第4章 既設埋設物

(埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工)

第34条 占有者は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、その旨を道路占用工事許可(協議)申請書に明記しなければならない。

(施行時の留意事項)

第35条 占有者は工事の施行中、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

2 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は通常埋設物が予想される2メートル程度までは人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。

3 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のないように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

4 工事のため露出した地下埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。

5 防護を行う場合は、事前に埋設物管理者の承認を受けなければならない。

6 地下に埋設し、または埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管及び電線(各戸の引込管及び国土交通省令で定めるものを除く。)については、「地下埋設物表示に関する取扱要領」(昭和47年1月6日道補第679号)に従い明示しなければならない。

7 シートの埋設位置は、管上30センチメートル(ガス管については50センチメートルとすることができる。)を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10センチメートルまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

(火気)

第36条 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

第5章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第37条 覆工板、桁及び杭等の仮設構造物は、安全な構造で設計し、施工しなければならない。

- 2 覆工は原則として鋼製又はP Cコンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合は、縦・横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない。(縦断方向、町道等への取付部、マンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下ですり付けなければならない。また、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠した「段差」の表示板を設置しなければならない。)

(歩道の覆工)

第38条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

(覆工の管理)

第39条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備覆工板を用意しておかななければならない。

- 2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

(覆工の出入口)

第40条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

- 2 地下への出入口の周囲には、高さ1.2メートル以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかななければならない。

(材料等の搬入・搬出)

第41条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、その周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

- 2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第6章 埋め戻し

(撤去、点検)

第42条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第43条 埋戻しに使用する材料は、埋設物上面30センチメートルまで原則RC-10を使用し、その上面については、RC-40を使用する。施工は掘削底面より一層厚30センチメートル以下で締固め、埋戻しをすること。

(杭、矢板等の残置)

第44条 残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要が発生する場合は、道路占用許可申請（協議）時に道路管理者の許可を得なければならない。なお、残置をする場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5メートル以上、歩道部は路面から深度1.5メートル以上で切断しなければならない。また、工事施工中に残置の必要が生じた場合は、道路管理者の許可を得なければならない。

2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面等を道路管理者に提出しなければならない。

第7章 特殊工法

(推進工法、シールド工法等)

第45条 推進工法又はシールド工法等における施工で、発進杭及び到達杭の土留工については、第3章を遵守し、掘削に際しては、えぐり掘りを行ってはならない。

2 推進工法

- (1) 薬液注入工法、グラウト工法の施工にあたっては、国土交通省が定める基準に基づき施工するものとし、あらかじめ道路占用許可申請（協議）書に位置、範囲、施工工法等を添付し道路管理者の許可を得なければならない。
- (2) 工事実施前及び実施後の工事現場付近の路面の高低差を計測し、その結果を道路管理者に提出しなければならない。

3 シールド工法

- (1) 土砂搬出の設備の位置箇所及び土砂搬出の方法は、道路占用許可申請（協議）書に明記した上で、あらかじめ道路管理者の許可を得なければならない。土砂搬出設備は、土砂の飛散等を防止する措置を講じ、外観は周囲の美観を損なわないようにしなければならない。
- (2) 「たて坑部」を設置する際に道路管理者が指示した場合は、当該工事完了後、完成検査を受けなければならない。
- (3) 道路管理者が資料の提出を求めた場合には、占有者は次の資料を速やかに提出できるよう事前に作成しなければならない。
 - イ 路面の変動状況。
 - ロ 坑内からの排水状況。
 - ハ シールドの計画法線に対する変位線量。
 - ニ セグメントの直円からのひずみ量。
 - ホ 覆工の内空断面の水平、垂直各々の最大変位量。

- (4) 覆工背面の充填は十分行わなければならない。
- (5) 事故防止対策については、十分な措置を講じなければならない。
- 4 工事現場における路面や道路構造物に変動が生じないように施工するとともに、異常が発見された場合には、直ちに道路管理者に報告し、その指示を受けて、原状回復又はそれにかわる措置を講じなければならない。

第8章 仮復旧

(仮復旧)

- 第46条 すり付け工は、縦断方向、町道等への取付部、マンホール周りは5%以下、横断方向は10%以下ですり付けを行うものとする。
- 2 本復旧を施工するまでの間（1週間以上は間を置くこと）、占有者は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下や表層の剥離、排水処理その他不良箇所が生じたときは、道路管理者の指示に従い直ちに補修を実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。
 - 3 路面標示類は、法令に基づき設置されているものであり、また交通安全確保のために重要なものであるため、仮復旧であっても、仮区画線をペイント等で原形どおり必ず標示すること。なお、仮復旧での交通開放期間が3か月に及ぶ場合は、本復旧すること。
 - 4 第50条に基づき路盤先行を行う場合には、下層路盤、上層路盤のそれぞれにおいて現場密度の測定を行い、規格値(最大乾燥密度の93%以上で、下層路盤にあつては3個の測定値の平均値が97%以上、上層路盤にあつては3個の測定値の平均値が96.5%以上であること)を満たしていることを確認のうえ、測定データを道路管理者へ提出すること。

第9章 本復旧

(復旧方法)

- 第47条 本復旧は、次のとおり施工しなければならない。
- (1) 復旧工事は次の各号に掲げる場合を除き、占有者が行うものとする。
 - イ 復旧工事に高度の技術を必要とする場合。
 - ロ 道路工事の先行工事として行う場合。
 - ハ 道路占有者が競合して掘削する場合で、道路管理上、道路管理者が一括して復旧することが適当と判断した場合。
 - (2) 復旧方法は次のとおりとする。
 - イ 復旧方法は、交付された許可条件及びこの基準に基づき行うこと。
 - ロ 復旧構造は、特に指示しない限り原形復旧を原則とする。
 - ハ 本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。
 - (3) 路面標示類

路面標示についても原形どおり（材料含む）復旧すること。

（競合工事 寒川町道路占用規則第2条関係）

第48条 占有者は、競合工事となった場合は、相互に充分打ち合わせを行い、本復旧を一本化するものとし、申請書に関係者間協議書(別添2)を添付すること。その他、道路管理者が特に必要と認めた場合。

（道路補修期間 寒川町道路占用規則第19条関係）

第49条 占有者又は道路自費工事を行う者が工事を施工した舗装、路床、法部その他の道路の構造に関係あるものに欠陥が発見されたときは、当該工事完了の日から2年間補修しなければならない。ただし、欠陥が故意又は重大な過失により生じた場合については5年間とすること。

（路面復旧の方法 寒川町道路占用規則第14条関係）

第50条 路面復旧は次の各号に掲げる事項を遵守して施工すること。

- (1) 原則として全幅での復旧とし、掘削の深さに対して三分の路盤影響をとり、安定処理部については上層路盤および下層路盤の厚みを合計した幅の入れ替えを行い、表層および基層部のはつりを20cmとする。(仕様書1参照)
- (2) 前号において、舗装幅員4mを超える車道で半幅を超えない場合は、半幅での復旧を認めるものとする。(仕様書1)
- (3) はつりから2m以内にパッチ跡等がある場合は、そのパッチ跡までを影響範囲とすること。(仕様書1)
- (4) 前号において、舗装幅員4mを超える車道で半幅を超えない場合等は、仕様書1を参照すること。
- (5) 特に必要な場合は、道路管理者の指定した方法で路面復旧すること。
- (6) 道路管理者が定めた路線については5mとする。既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、その区間を道路管理者の指示により、舗装版(表層)の打換又は切削オーバーレイをすることとする。

(別添3)

路盤先行について、縦断方向は可能とし、枝管(引き込み線)は影響路盤を入れかえること。

第10章舗装工

（本復旧の施工）

第51条 本復旧の施工については、「神奈川県土木工事共通仕様書」に準拠して行うものとする。ただし、当該基準に定めのないものについては、道路管理者の指示によるものとする。

2 本復旧の施工管理は、神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値に基づくものとする。ただし、当該管理基準に定めのないものについては、道路管理者の指示によるものとする。

(路盤工)

第52条 下層路盤に使用する粒状路盤材は再生クラッシュラン（RC-40）を標準とし、粘土塊、有機物、ごみ等の有害物を含まず、神奈川県土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するものとする。

- 2 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は、再生粒度調整碎石（RM-40）を標準とし、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物を含まず、神奈川県土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するものとする。
- 3 路盤の締固めは、最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。
- 4 プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、発注者の指定のある場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のPK-3の規格に適合するものとする。

(アスファルト系舗装)

第53条 舗装版（表層）

- 1 加熱アスファルト混合物を自動車で運搬する際、温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
- 2 基層工及び表層工の施工に先立ち、路盤面又は基層面の浮石、その他有害物を除去しなければならない。
- 3 加熱アスファルト混合物の舗設作業は、原則として気温5℃以下のときには施工してはならない。

(アスファルト舗装密度試験)

- 第54条 アスファルト舗装の本復旧面積が300㎡を超える工事の場合は、コア抜きによるAs舗装の密度試験を行い、第8条に定める完了届の提出の際に、舗装厚について確認できる写真及び締固め度について確認できる試験結果の写しを添付すること。舗装するにあたって、基層の不陸が甚だしいときには、アスファルト混合物でレベリング層を作り、不陸を整正したのち施工しなければならない。
- 2 敷きならしは原則としてフィニッシャーによるものとする。ただし、フィニッシャーを使用できない場合は、道路管理者の指示に従って施工しなければならない。
 - 3 加熱アスファルト混合物は敷きならし後、ローラーによって十分に締固めなければならない。ただし、ローラーによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で十分に締固めなければならない。
 - 4 横継目、縦継目及び構造物との接合面に瀝青材料を塗布しなければならない。
 - 5 継目は十分に締固めて密着させ、平たんに仕上げなければならない。
既に舗装した端部が十分に締固められていない場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
 - 6 アスファルト混合物は、神奈川県土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するものとする。

(コア採取)

第55条 検査のためのコア採取するときは、道路管理者の指示する箇所から抜き取らなければならない。

(コンクリート系舗装 (ホワイトベース))

第56条 セメントコンクリート舗装は、1ブロック内の僅少の部分を掘削しても、路面復旧に際しては原則として1ブロックを復旧するものとする。接するブロックに影響部分があれば、それを含めて算定するものとする。

- 2 連続点掘の復旧部分間又は既設舗装目地までの距離が5メートル未満のときは、その区間を道路管理者の指示により、舗装版(表層)の打換又は切削オーバーレイをすることとする。なお、上記の5メートル未満の区間について道路構造の保全上必要な場合は、路盤からの打換を指示できることとする。
- 3 競合する給水管及び取付管工事については、道路構造上連続点掘と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

第11章 歩道舗装

(歩道の復旧)

第57条 歩道の復旧は、路床の不陸を整正し、十分に転圧を行った後、次の各項に掲げるところにより施工しなければならない。なお、復旧範囲については50条による。

- 1 歩道の表層は全幅復旧を原則とする。ただし、道路管理者が認めたときはこの限りではない。仮復旧にあたっては、表層は再生密粒度アスファルトを用い、厚さ3センチメートルで行う。
- 2 平板・インターロッキングブロック等(以下「平板等」という。)の舗装の場合は、所定の砂又は路盤工を施工し、その上に平板等を丁寧に張り立てるものとする。ただし、平板等の標準品の張り立てが不可能な箇所については、平板等を切断加工して間詰めを行うものとする。
- 3 アスファルト・コンクリート舗装の場合は、所定の路盤工を施工し、その上に舗装しなければならない。
- 4 切り下げ箇所の場合は、コンクリート、アスファルト又は平板等で舗装しなければならない。
- 5 砂利道の場合は、路面に碎石あるいは切り込み砂利を敷きならし、十分に転圧を行わなければならない。
 - (1) 材料は再生碎石(RC-40)を使用する。
 - (2) 敷きならしは1層15センチメートル以下とし、ローラー等を用いて転圧を行う。
- 6 視覚障害者誘導用のブロック等を一時撤去して施工する場合には、仮復旧で交通開放する際にも代替措置を講じ、従前どおりの道路利用者の利便性を確保しなければならない。
- 7 舗装の構成については舗装構成図による。インターロッキングブロック舗装については、現況の舗装構成で復旧する。

平板インターロッキングブロックの場合は影響幅までとする。

第12章 道路附属物 その他

(道路附属物の移設)

第58条 占有者は、街路樹、ガードフェンス、道路照明施設その他の道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ道路管理者の指示に従わなければならない。また、工事中に道路附属物の移設の数量等の変更が生じた場合も同様とする。

(道路附属物の原状回復)

第59条 工事に起因して生じた道路附属物の損傷は、占有者の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、道路管理者の指示に従わなければならない。

(道路標識、区画線及び路面標示)

第60条 工事のためやむを得ず路面標識の移設を行う場合は、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

2 工事のためやむを得ず区画線及び路面標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

(防護柵)

第61条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間必要な措置を講じておかななければならない。

(街路樹等)

第62条 工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹柵内の保護等については、道路管理者の指示に従わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について道路管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 移植時期（復植を含む。）
- (2) 移植方法（復植を含む。）
- (3) 移植場所

(照明設備)

第63条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明設備にしなければならない。

2 引込柱、配電塔及び地中線等を移設する場合は、道路管理者の指示に従わなければならない。なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、道路管理者に報告し、その指示に従わなければならない。

(路肩、法面等)

第64条 路肩及び法面等の復旧は、原則として占有者の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、道路管理者の指示に従わなければならない。

(占有施設の管理)

第65条 占有者は、占有物件（特にマンホール）のパトロールを常に行い、良好な状態に維持・管理するものとし、占有物件やその周辺に破損があった場合は、道路管理者に報告するとともに、指示に従わなければならない。

2 占有物件やその周辺が破損していることに起因した事故が発生した場合は、速やかに道路管理者に報告するとともに、指示に従わなければならない。

(その他)

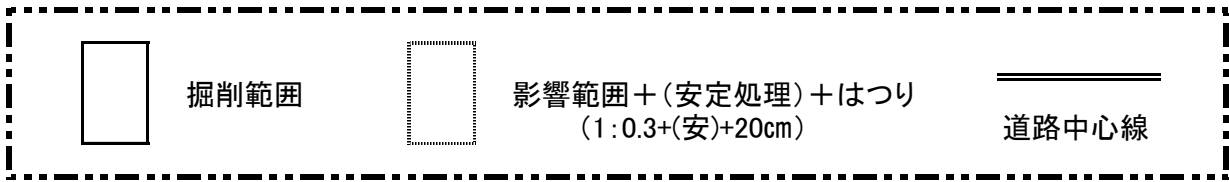
第66条 この基準に定めのない事項については、道路管理者と別途協議することとし、その指示に従うこと。

(施行期日)

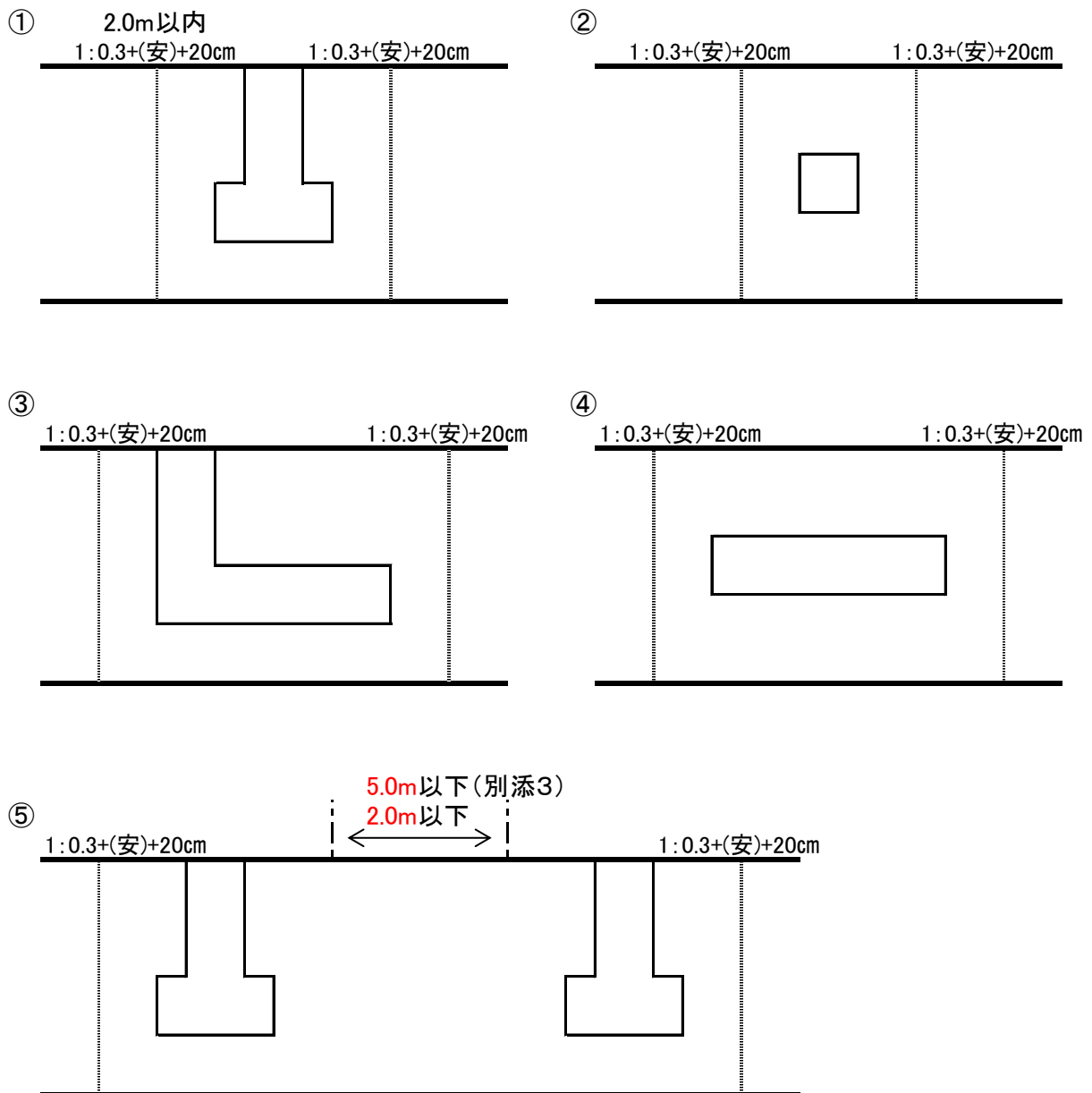
1 この基準は、令和8年 4月 1日から施行する。

<仕様書 1 路面復旧範囲>

路面復旧凡例



1. アスファルト幅員が4mを越えない場合



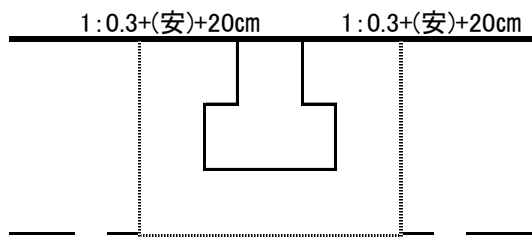
1:0.3+(安)+20cmの影響範囲から2.0m以内(5.0m以内 別添3)にパッチ跡等がある場合は、そのパッチ跡等までを影響範囲とする。

※復旧に伴う最小復旧幅は1.2mとする。

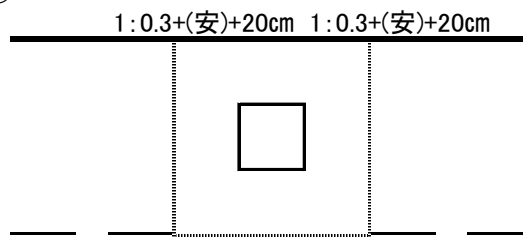
2. アスファルト幅員が4mを越える場合

(1) 影響範囲+(安定処理)+はつり20cmが道路中心線を越えないとき
道路中心線が $1:0.3+(\text{安})+20\text{cm}$ 以上

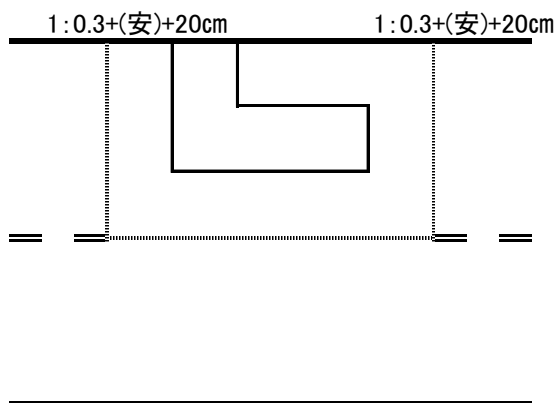
①



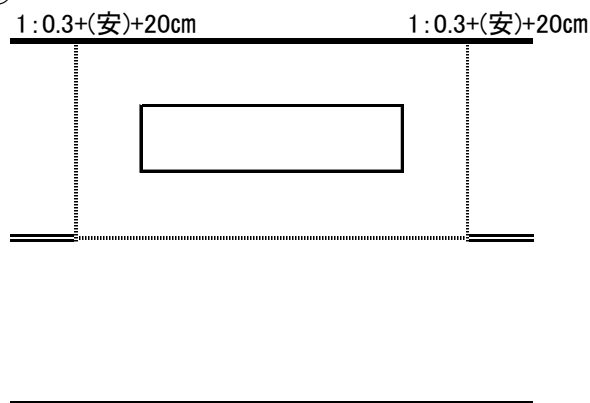
②



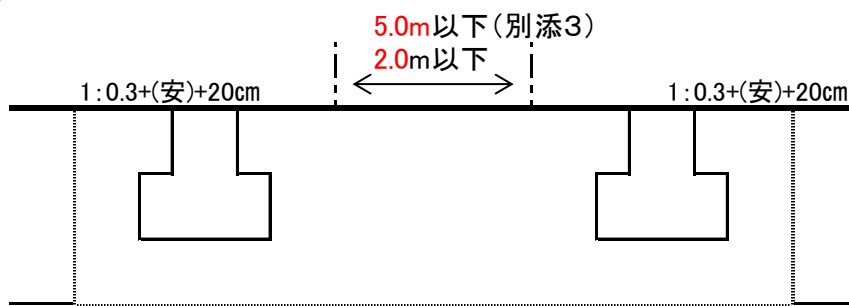
③



④



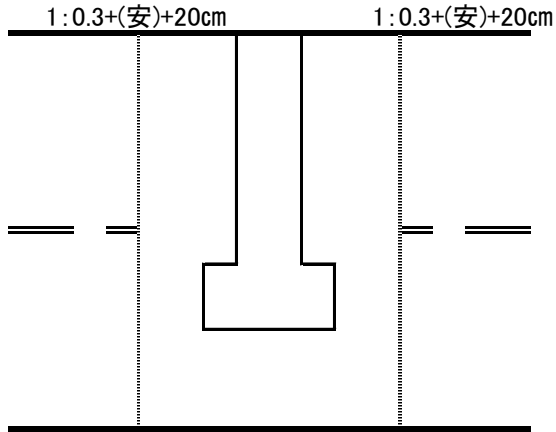
⑤



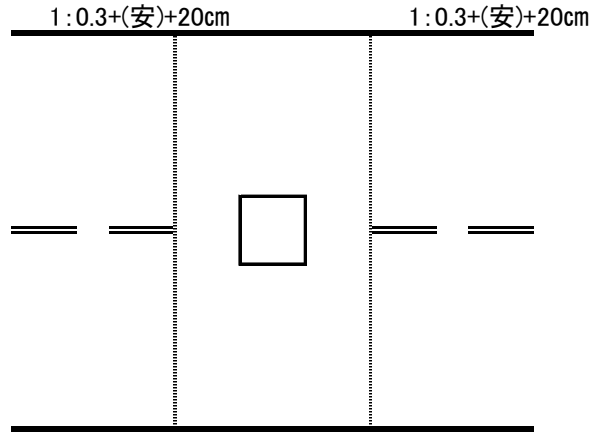
$1:0.3+(\text{安})+20\text{cm}$ の影響範囲から2.0m以内(5.0m以内 別添3)に
パッチ跡等がある場合は、そのパッチ跡等までを影響範囲とする。

(2) 影響範囲+(安定処理)+はつり20cmが道路中心線を越えるとき

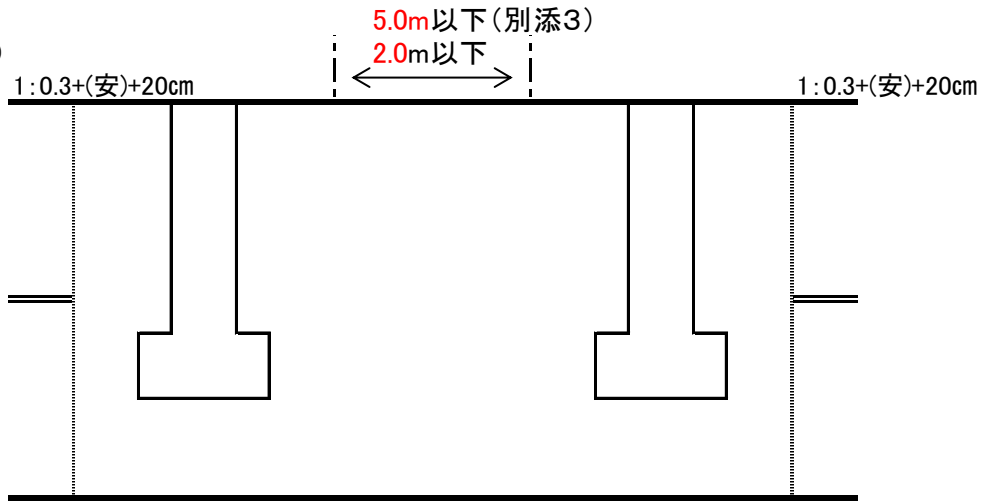
①



②

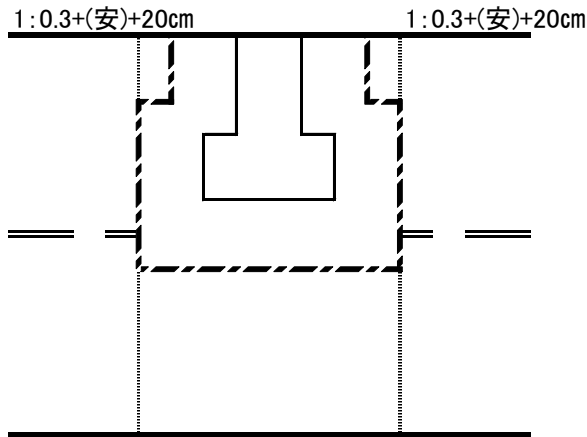


③



1:0.3+(安)+20cmの影響範囲から2.0m以内(5.0m以内 別添3)に
パッチ跡等がある場合は、そのパッチ跡等を影響範囲とする。

④



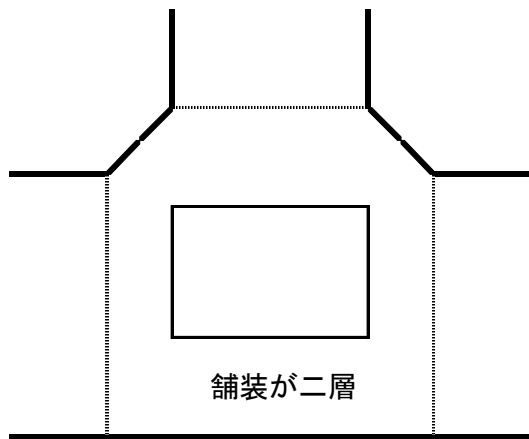
※ 掘削幅が半面内におさまっていても、
影響範囲+(安定処理)+はつりが道路中心線
を越える場合は全幅復旧

----- 影響範囲+(安)+はつり
(1:0.3+(安)+20cm)

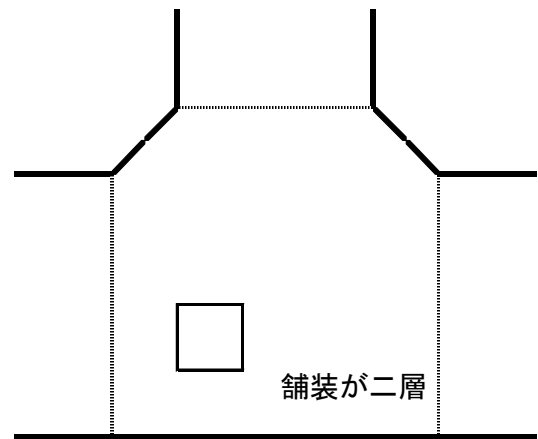
3. 交差点内の復旧

(2) アスファルト幅員が4mを越えない場合。

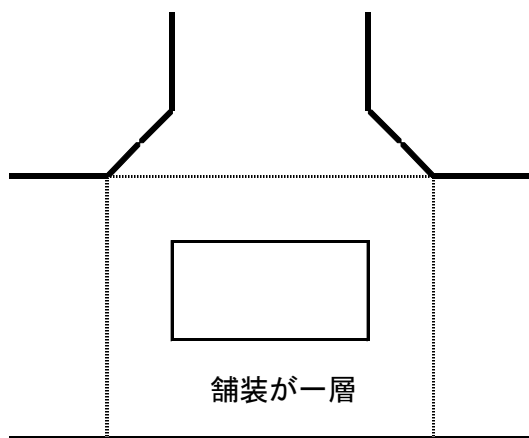
① 舗装が二層のとき



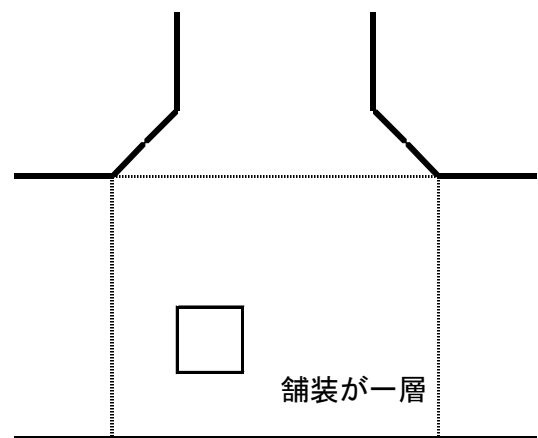
② 舗装が二層のとき



③ 舗装が一層のとき

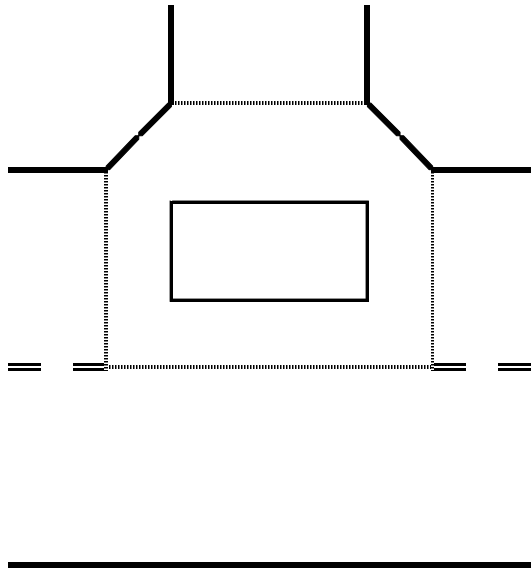


④ 舗装が一層のとき

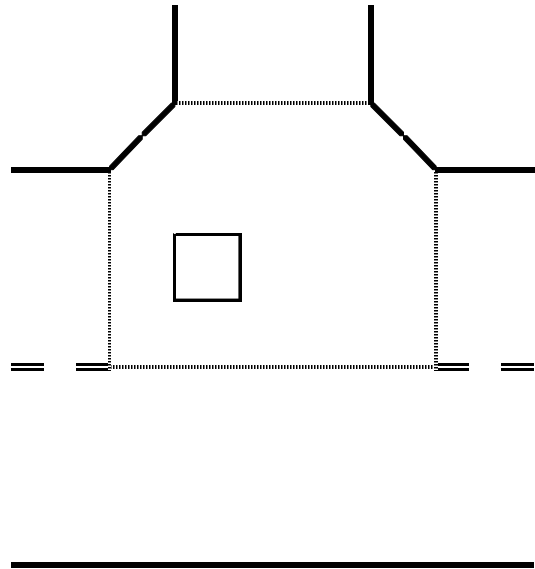


(2) アスファルト幅員が4mを越える場合。

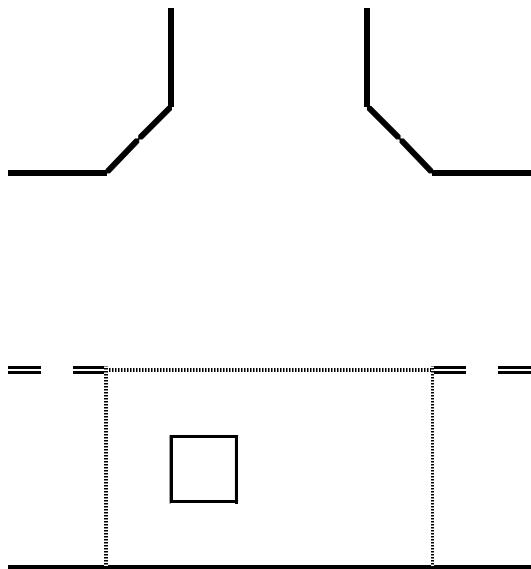
① 影響範囲+(安)+はつりが道路中心線を越えない場合



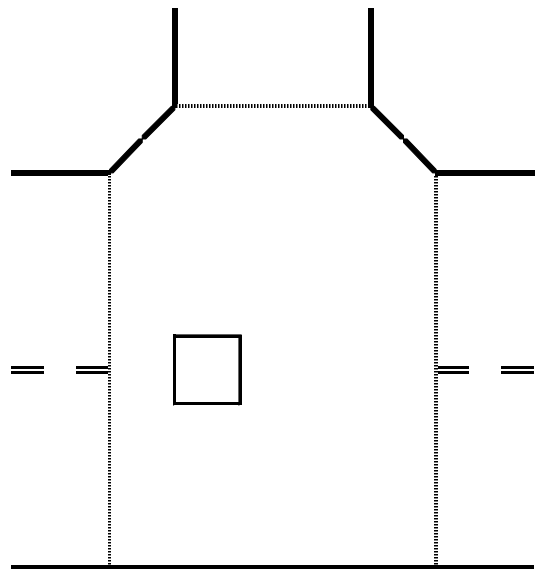
② 影響範囲+(安)+はつりが道路中心線を越えない場合



③ 影響範囲+(安)+はつりが道路中心線を越えない場合



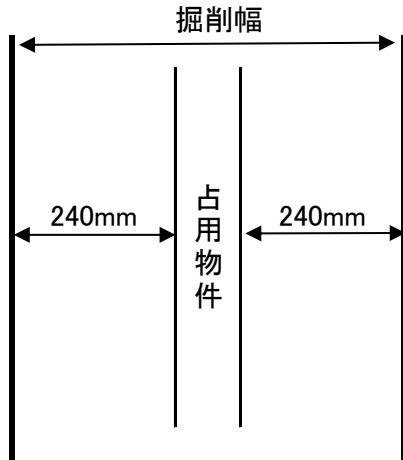
④ 影響範囲+(安)+はつりが道路中心線を越える場合



※その他の場合や、不明な点がある場合は必ず道路管理者と協議すること。

<仕様書 2 復旧断面>

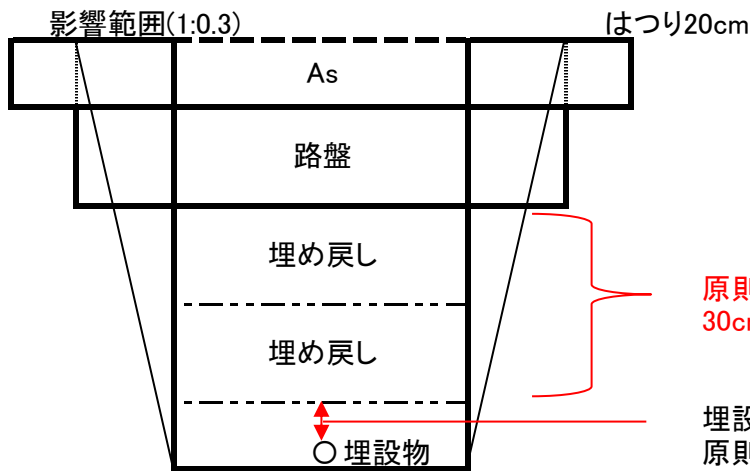
1. 余掘り幅(規則第10条第3号関係)



※ 占用物の余掘り幅については、
占用物件から最低240mm以上確保すること

2. 埋め戻し(規則第10条第7号関係)

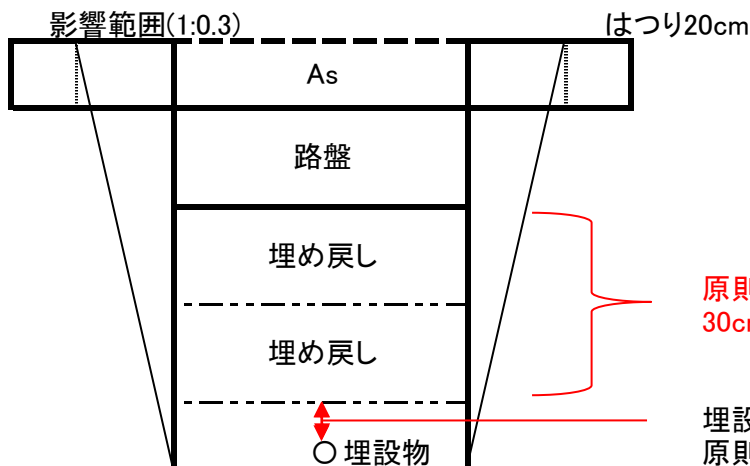
① 掘削面積30㎡以下の場合



原則再生碎石(RC-40)を用いて
30cmごとに転圧

埋設物より30cm上までは、
原則再生砂(RC-10)を用いて転圧

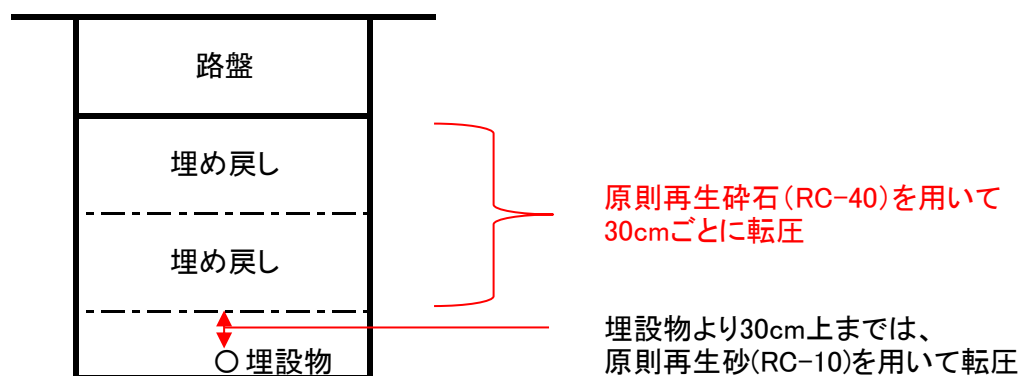
② 掘削面積30㎡以上の場合



原則再生碎石(RC-40)を用いて
30cmごとに転圧

埋設物より30cm上までは、
原則再生砂(RC-10)を用いて転圧

③砂利道の埋め戻し

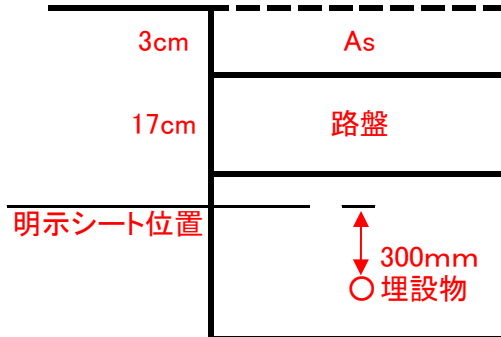


※やむを得ず側溝及び暗渠等の構造物の伏越しで取り出す場合は、
推進工法またはこれに準ずる工法の施工も可とする。
さや管などを用いた場合は、間詰めモルタルを確実にすること。

4. 仮復旧

①As+路盤(一層)の道路

例) 舗装構成 5cm+RM-40 20cm



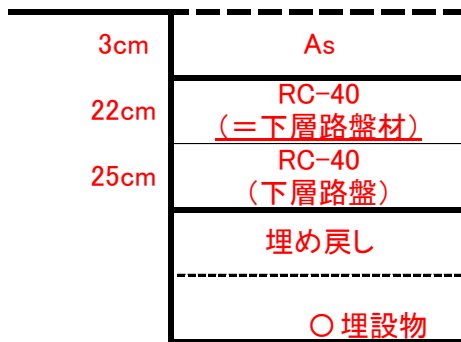
なお仮復旧時は下記のと通りの復旧方法を認める。

- As 5cm道路の場合 → As 3cmで仮復旧
- As 10cm道路の場合 → As 5cmで仮復旧(密)
- As 15cm道路の場合 → As 10cmで仮復旧(密+粗)
- As 20cm道路の場合 → As 10cmで仮復旧(密+粗)

| | | |
|---------|---------|-------------|
| As表層5cm | 路盤RM-40 | 20cmの舗装道の場合 |
| (例) | | ↓ |
| As表層3cm | 路盤RM-40 | 22cmで仮復旧 |

①As+路盤(二層)の道路

例) 舗装構成 5cm+RM-40 20cm+RC-40 25cm

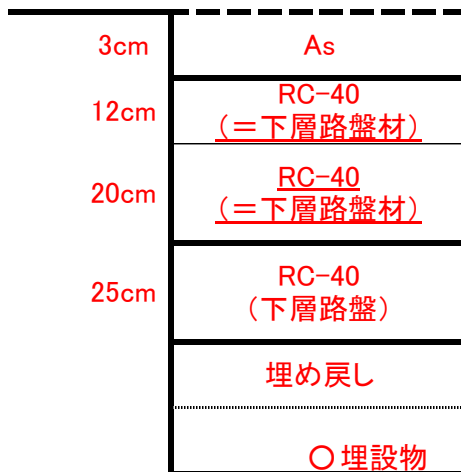


舗装構成上はRM-40

※仮復旧時、上層路盤分は下層路盤と同様の材料とする。

②As+安定処理+路盤(二層)の道路

例) 舗装構成 5cm+安10cm+RM-40 20cm+RC-40 25cm



舗装構成上は安定処理

舗装構成上はRM-40

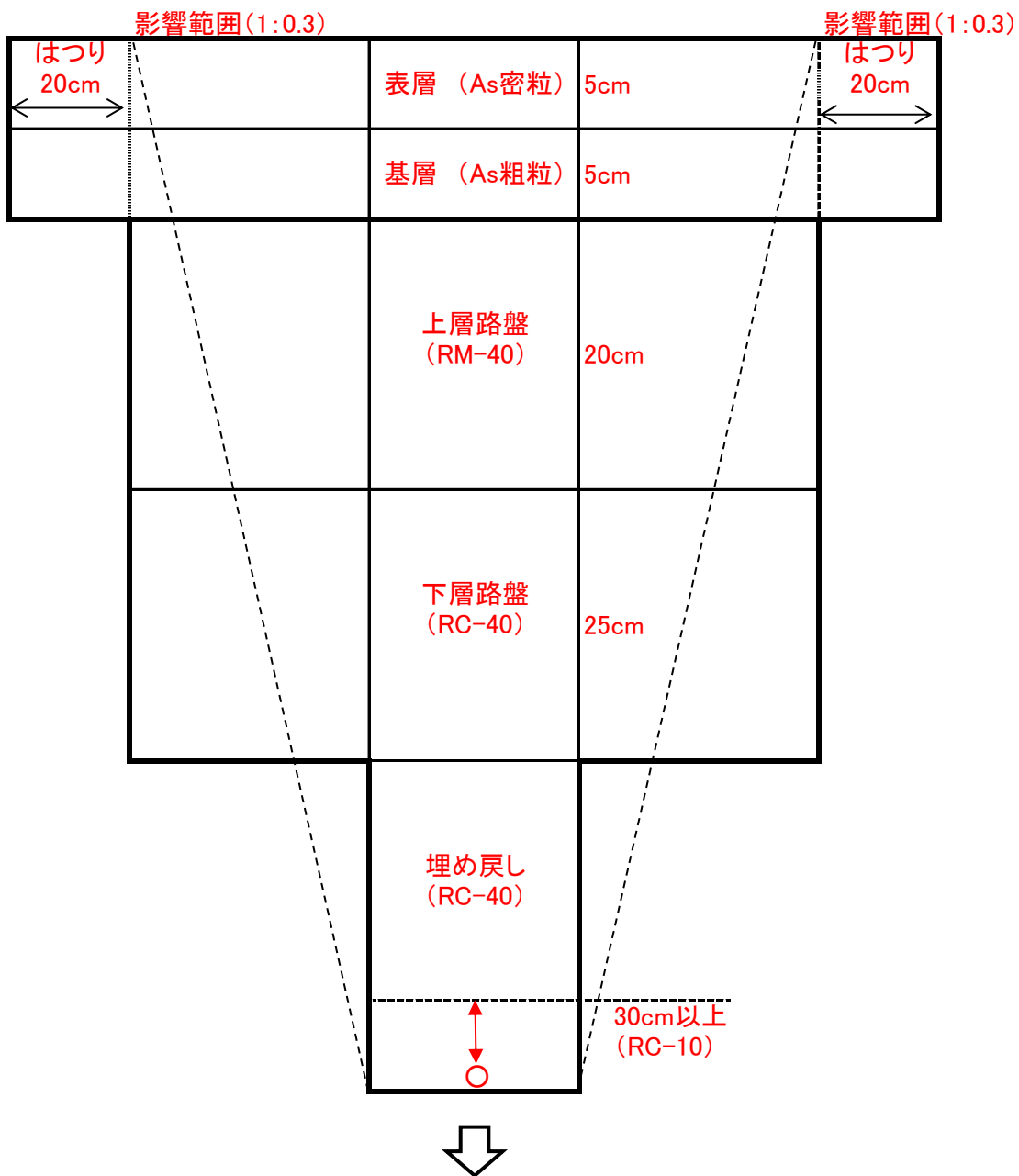
※仮復旧時、安定処理・上層路盤分は下層路盤と同様の材料とする。

※仮復旧の段階では、路盤開放は行わないこと。

5. 本復旧

①As+路盤の道路

(参 考)



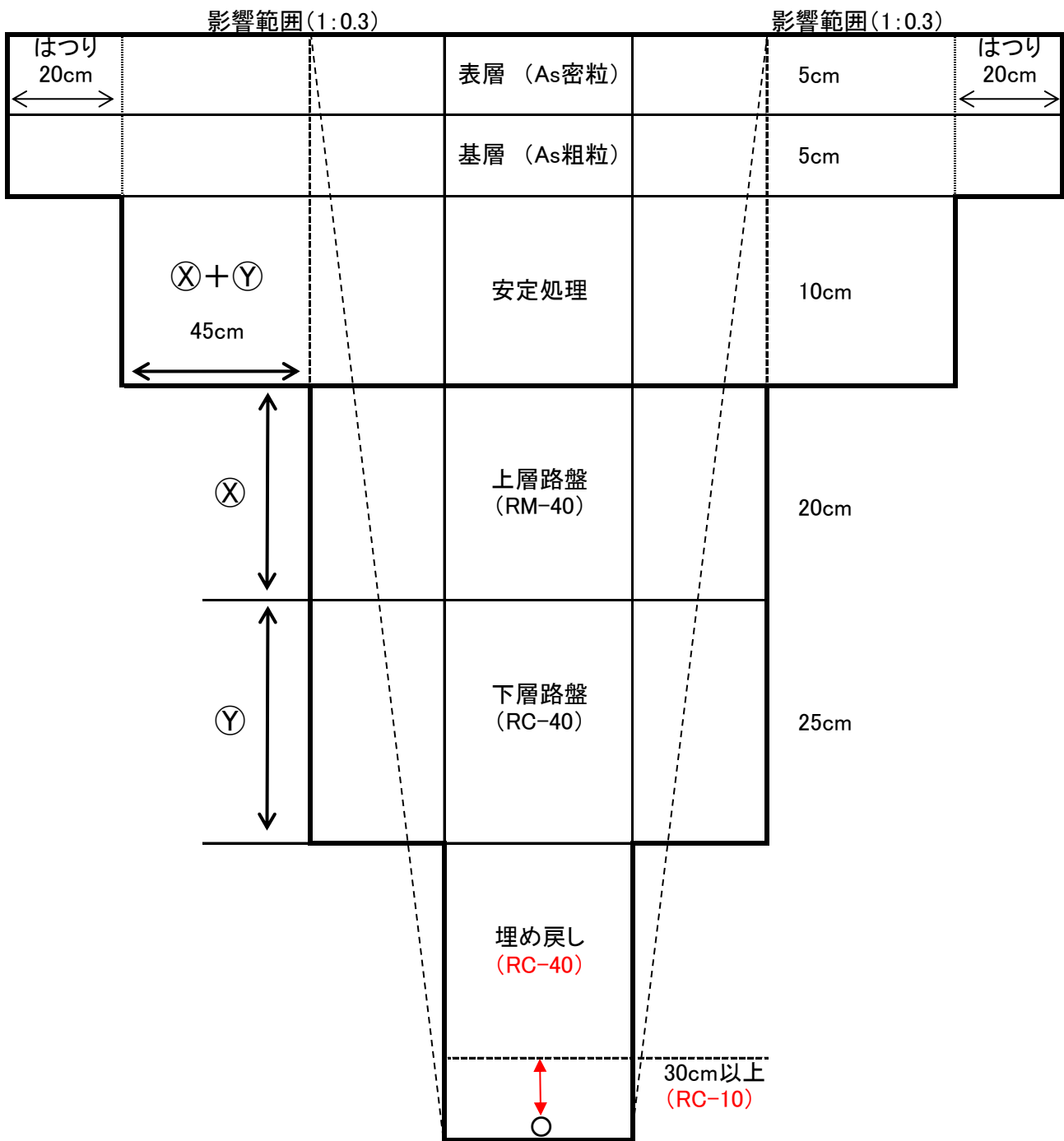
(例) 舗装構成

5cm + 5cm + RM-40 20cm + RC-40 25cm

※掘削の深さに対する3分の路盤影響範囲の入れ替えを行い、As部を20cmはつること。
※縦継目、横継目及び構造物との接合面には、瀝青材料を塗布すること。

②As+安定処理+路盤の道路

(参 考)

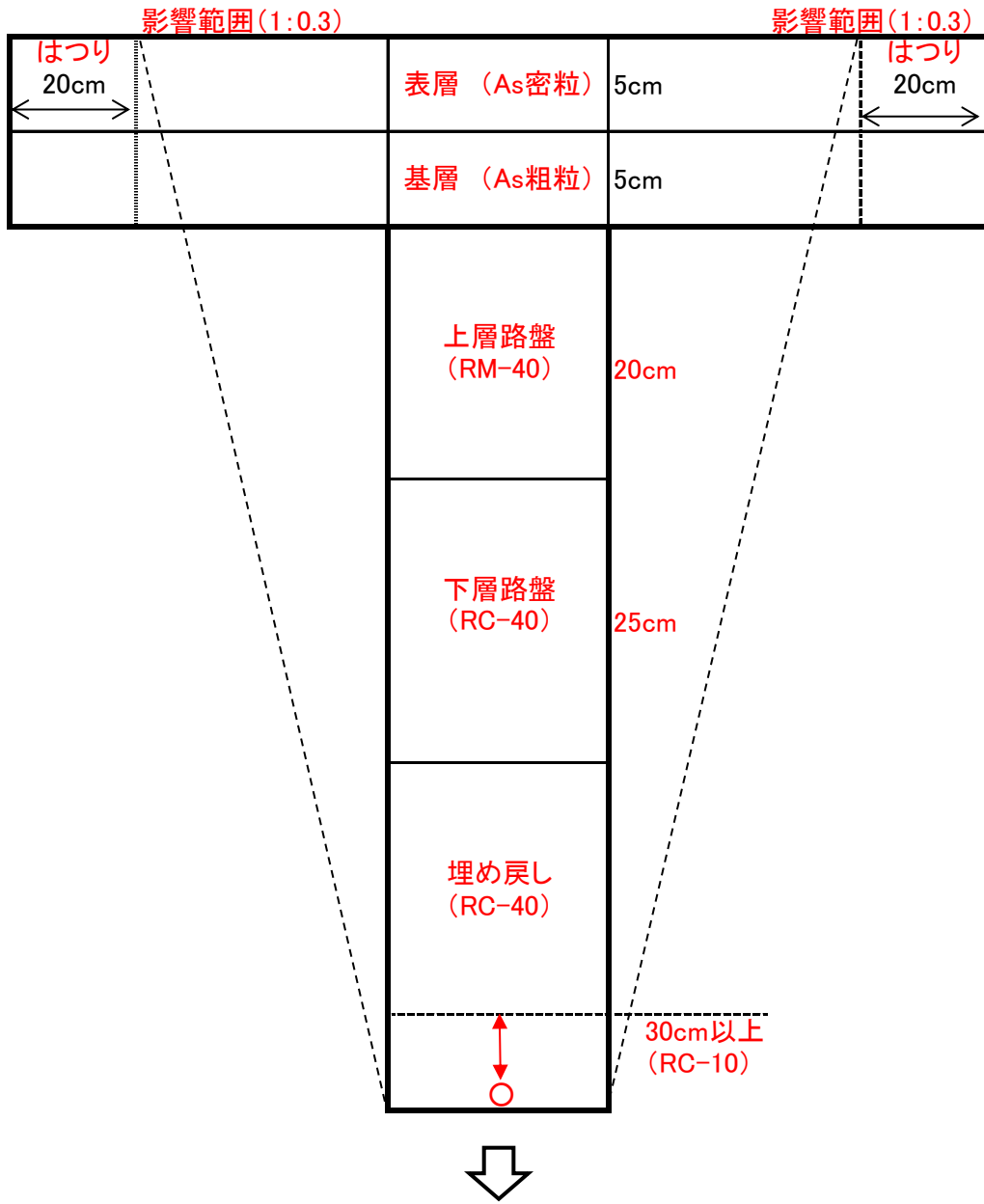


(例)舗装構成

5cm+5cm+安10cm+RM-40 20cm+RC-40 25cm

③掘削面積30m²以上でAs+路盤の道路

(参 考)

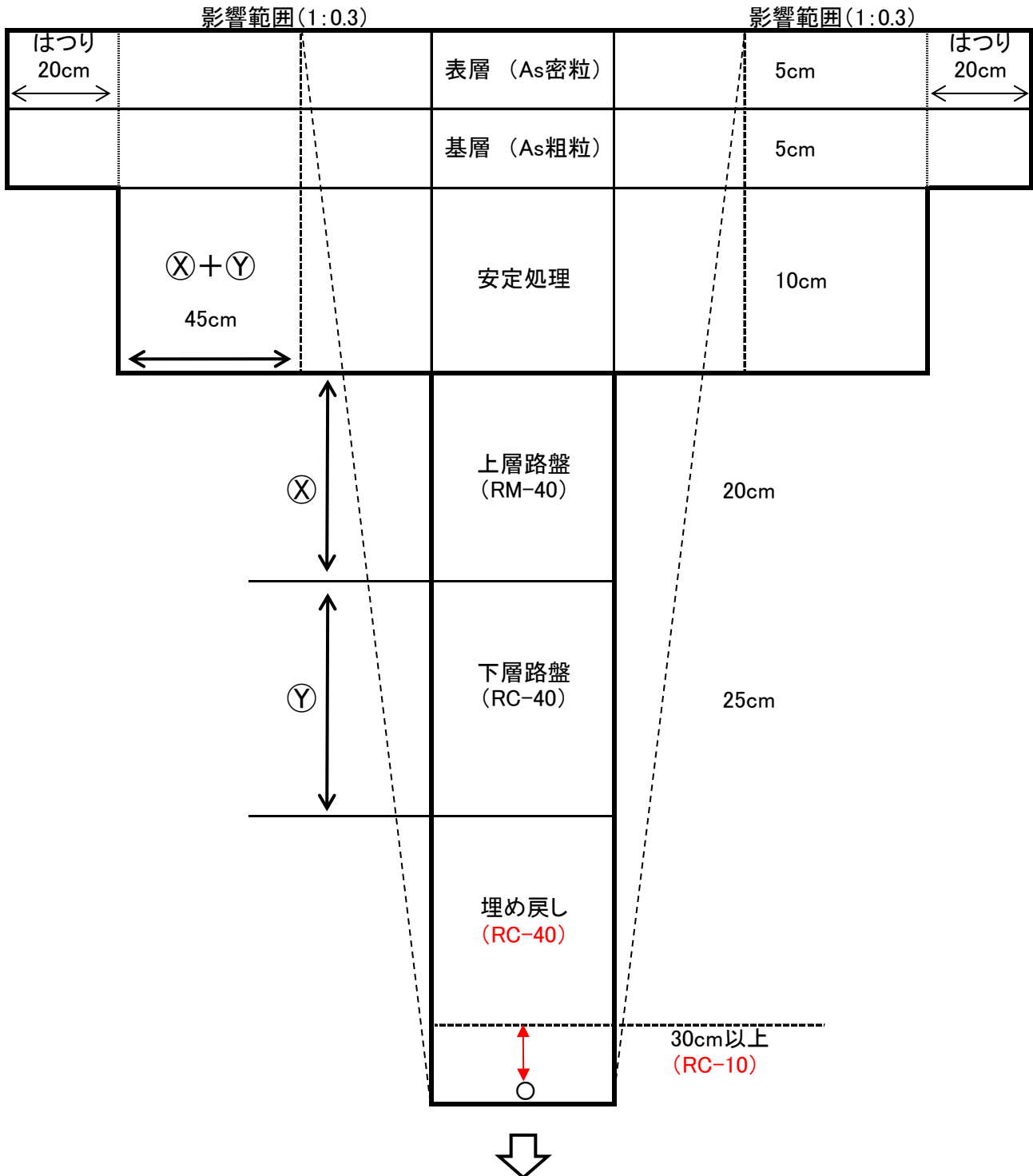


(例) 舗装構成

5cm + 5cm + RM-40 20cm + RC-40 25cm

④掘削面積30m²以上でAs+安定処理+路盤の道路の場合

(参考)

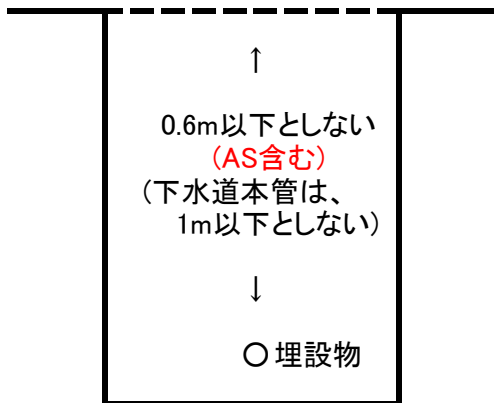


(例)舗装構成

5cm + 5cm + 安10cm + RM-40 20cm + RC-40 25cm

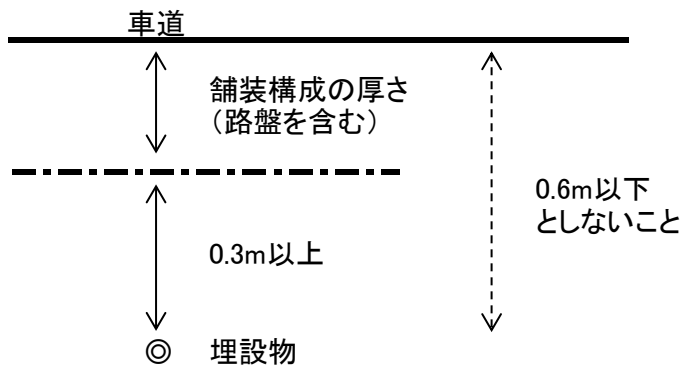
<仕様書 3 土被り>

土被り



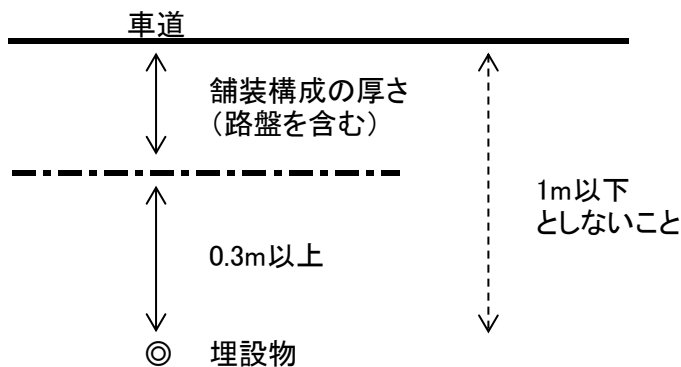
土被り0.6m(歩道については0.5m以上)
確保できない場合は、埋設物に補強措置
(コンクリート巻きなど)を施す。
(下水道本管は1m以上)

①電気事業・電気通信事業・水道事業・ガス特定管路



当該値が0.6mに満たない場合は
0.6m以下としないこと。

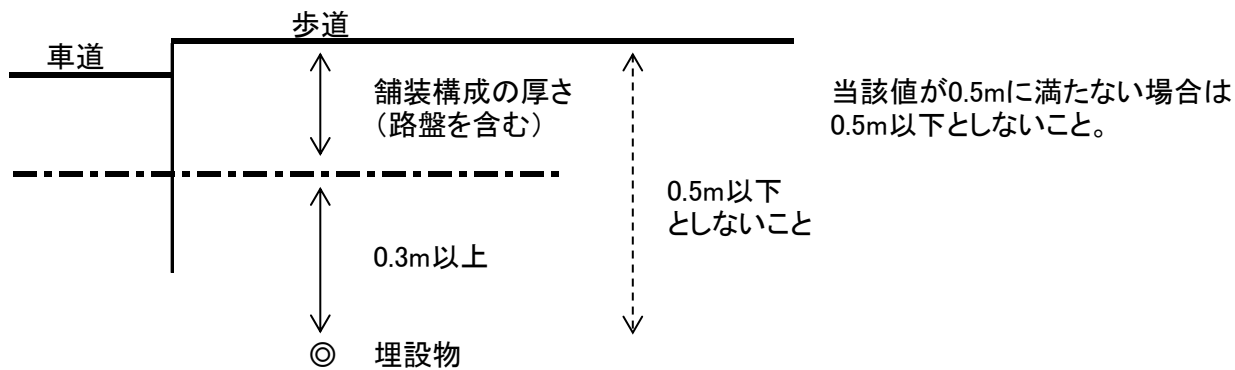
②下水道事業の特定管路



(本管)
当該値が1mに満たない場合は
1m以下としないこと。

(その他の管)
当該値が0.6mに満たない場合は
0.6m以下としないこと。

③歩道での各事業の特定管路



寒川町道路占用掘削完了時チェックシート

○【下記項目の該当箇所を確認、チェックして完了届とともに提出してください。】

○施工において不備があった場合は、手直し工事を指示する場合があります。

○「完了届（第4号様式）」に添付する完成写真を添付する際にこのチェックリストを活用ください。

| NO | 工種 | 種別 | 撮影・管理項目 | 撮影時期 | チェック |
|----|---------------------|----------------------|---|--------|------------|
| 1 | 一般 | 着手前・完成 | 着手前・完成の状況が対比できるように | 着手前・完成 | |
| 2 | 布 設 | 布設工 | 埋設管などの土被り寸法 | 施工中 | |
| 3 | | | さや管又は推進管の土被り寸法 | 施工中 | |
| 4 | | | 上記の間詰めモルタル | 施工中・完成 | |
| 5 | | | 砂基礎等の転圧状況、厚さ確認寸法 | 施工中・完成 | |
| 6 | | | 30cmピッチの埋め戻し | 施工中 | |
| 7 | | | 掘 削 | 掘削工 | 掘削寸法(延長・幅) |
| 8 | 掘削深及び幅の寸法が確認できるよう撮影 | 施工中 | | | |
| 9 | 山留工 | 1.5mを超える掘削の場合、山留工の全影 | | 施工中 | |
| 10 | 地下水処理 | 地下水がある場合、ノッチタンク使用状況 | | 施工中 | |
| 11 | 明示シート | 埋設明示シートの布設状況 | | 施工中 | |
| 12 | 離 隔 | 道路構造物と占用物件との30cmの離隔 | | 施工中 | |
| 13 | 削 孔 | 取付管など本管削孔、接続状況・削孔片 | | 施工中・完成 | |
| 14 | 仮復旧 | 仮復旧完了写真 | 寸法が確認できるように撮影 | 施行中・完成 | |
| 15 | 路面復旧 | 舗装切断工 | 切断中及び濁水処理 | 施工中 | |
| 16 | | 舗装取壊し | 舗装の取壊し状況・既存舗装圧の厚さ検測 | 施工中 | |
| 17 | | 転 圧 | 路床転圧・不陸整正・路盤転圧状況 | 施工中 | |
| 18 | | 表層・基層・路盤 | 検測状況・寸法 | 施工中 | |
| 19 | | 乳剤散布工 | プライムコート散布状況 | 施工中・完成 | |
| 20 | | | サイドタックコート塗布状況 (As・構造物) | 施工中・完成 | |
| 21 | | シールコート | 舗装ジョイント部分の施工 | 施工中・完成 | |
| 22 | | 温度管理 | 搬入・敷均し・初期転圧・二次転圧・路面開放温度 | 施工中 | |
| 23 | | 交通誘導員 | 配置写真 | 施工中 | |
| 24 | | 完成写真 | 測点、寸法が確認できるように撮影 | 完成時 | |
| 25 | | As舗装密度試験 (コア採取) | ※舗装面積300㎡を超える場合3箇所 ①コア検測：寸法、測点ができるように写真撮影 ②密度試験を実施し、試験結果を提出 | 完成時 | |
| 26 | その他 | その他 | 道路管理者が指示した箇所 | 指示による | |

※その他特殊な場合は、道路管理者と協議してください。

関係者間協議書

| | | 甲 | 乙 |
|----|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1 | 路線名 | 町道 | 号線 車道・歩道 |
| 2 | 工事場所 | 寒川町 番地 先 | |
| 3 | 協議内容 | 占用掘削工事に起因する道路復旧について | |
| 4 | 占用工事申請者名 | | |
| 5 | 施工者名 | | |
| 6 | 工事内容 | | |
| 7 | 工事期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 8 | 協議者名 担当者名 電話番号 | | |
| 9 | 協議日時 | 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 | |
| 10 | 協議結果 | 掘削範囲の路盤入替 | 双方・甲・乙が施工 |
| | | 掘削及び影響範囲の路盤入替 | 双方・甲・乙が施工 |
| | | 表層及びライン等の本復旧 | 双方・甲・乙が施工 |
| 11 | 特記事項 | | |

*既に本復旧の指示が出ている工事を仮復旧に変更する場合、協議書提出と合わせて、完了届（甲・乙どちらでも可）に仮復旧範囲の路盤復旧及び本復旧写真を添付すること。

*工事場所の道路構造物等に欠陥があった場合、当該工事完了の日から1年間、当該工事を施工した占有者又は自費工事者がその補修を行うこと。

